

第1章 温室効果ガス排出の少ない低炭素社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進

【地球温暖化対策の推進に係る基本目標】

- ◎地球環境の保全のため地域でできることを推進します。
- ◎温室効果ガス排出量の削減を推進します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量の削減率	H2比1.0%増 (H20年度総排出量 (確定値))	—	国の削減目標等が明らかになった時点で設定する予定
くまもとエコファミリー件数 (累計)	5,530件 (H21)	7,000件	県内世帯数（約70万世帯）の1%を目標に設定
地球温暖化防止活動を実践する県民の割合	74.1% (H22)	90%以上	くまもとの夢4か年戦略に掲げる目標を本計画の目標として設定
くまもとグリーン農業に取り組む農業者（戸数）（累計）	—	23,000戸	熊本県食料・農業・農村計画（H23～H27）の指標として設定
組織的な堆肥の地域間流通量（年間）	34,000トン (H21)	58,000ト	熊本県食料・農業・農村計画（H23～H27）の指標として設定
公共交通機関の利用者数	97,306千人 (H20)	93,453千人	利用者が減少しているため、実質的な増加を目指し、H22を基準とした現状維持とする。 ※毎年2%ずつ減少しているため、H20実績の4%減の数値を基準とした。
ノンステップバスの導入割合	10% (H21)	28%	H28の導入目標は30%であり、前年のH27において予想される導入割合を目標として設定
県内における電気自動車、ハイブリッド車の台数(累計)	13,620台 (H21)	100,000台	国内の販売実績（2009年：21万台）と国のロードマップの普及予測（2020年：230万台）から予測
幹線道路の整備促進及びバイパスなどの建設促進に関する渋滞対策事業進捗率（対策に必要な全体事業費の執行率：累計）	44% (H21)	51% (H23)	平成24年度の熊本市の政令市移行に伴い、対象事業の一部の事業主体が市となり、県独自の目標設定が困難なことから、平成23年度末までの数値目標を記入
一般廃棄物の再生利用率（年間）	16.4% (H20)	25%	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
一般廃棄物の最終処分量（年間）	71千トン (H20)	53千トン	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
産業廃棄物の再生利用率(年間) *家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	47% (H20)	48%	熊本県廃棄物処理計画(平成23年度~27年度)の目標
産業廃棄物の最終処分量(年間) *家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	123千トン (H20)	94千トン	熊本県廃棄物処理計画(平成23年度~27年度)の目標
廃棄物系バイオマスの利利用率(年間)	88% (H21)	—	熊本県バイオマス活用推進基本計画(仮称:H23年度策定予定)に基づき設定
一般住宅用太陽光発電システムの新規導入件数(累計)	19,020件 (H21)	—	「新エネルギー導入促進戦略プラン(仮称)検討委員会」での議論を踏まえ検討
新エネルギーの新規導入件数(9施設/年間)	28施設 (H20)	—	「新エネルギー導入促進戦略プラン(仮称)検討委員会」での議論を踏まえ検討
間伐実施面積(年間)	13,169ha (H21)	14,500ha	京都議定書の第1約束期間(H20~24)に合わせて作成した「熊本県森林吸収量確保推進計画」に基づく整備目標を設定。H25以降は新たな国際的合意等を踏まえて見直しを予定。
熊本県ストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議の会員数(累計)	252会員	600会員	県内事業者数(約6万)の1%を目標に設定
地球温暖化防止活動推進員による研修会の参加者数(6万人以上/年間)	24,626人	60,000人	前計画の目標が未達成のため同じ目標値を設定
温暖化対策地域協議会数(累計)	6協議会 (H21)	11協議会	熊本市及び地域振興局単位で設置(11か所)
熊本県の事務・事業から発生する温室効果ガスの削減(対H16年度比)	13.8%削減 (H21年度総排出量)	—	県全体の削減目標も踏まえて設定
県が関与する公共施設・工事等への木材利用量(13,000m ³ /年間)	10,196m ³	13,000m ³	「県産材需要拡大県民運動推進計画(H23~H32)」に基づき設定

第2章 資源を適正に利用する循環型社会の実現

第1節 物質循環の推進

【物質循環の推進に係る基本目標】

◎廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理を推進するとともに、バイオマスの利活用を推進し、循環型社会の形成を図ります。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
一 般 廃 棄 物 排 出 量 (年間)	602千トン (H20)	572千トン	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
【再掲】 一 般 廃 棄 物 の 再 生 利 用 率 (年間)	16.4% (H20)	25%	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
【再掲】 一 般 廃 棄 物 の 最 終 処 分 量 (年間)	71千トン (H20)	53千トン	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
産業廃棄物排出量（年間） *家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	3,834千トン (H20)	3,815千トン	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
【再掲】 産業廃棄物の再生利用率（年間） *家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	47% (H20)	48%	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
【再掲】 産業廃棄物の最終処分量（年間） *家畜ふん尿、火力発電所ばいじんを除く	123千トン (H20)	94千トン	熊本県廃棄物処理計画（平成23年度～27年度）の目標
不法投棄箇所の改善率 (年間)	73.2% (H21)	100%	不法投棄箇所の解消
【再掲】 廃棄物系バイオマスの利活用率（年間）	88% (H21)	—	熊本県バイオマス活用推進基本計画（仮称：H23年度策定予定）に基づき設定
未利用バイオマスの利活用率（年間）	47% (H21)	—	熊本県バイオマス活用推進基本計画（仮称：H23年度策定予定）に基づき設定
公共工事が必要とする土砂量に対する建設発生土の流用率（年間）	86.1% (H21)	92%	廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理を推進
公共工事で発生する建設発生木材の再資源化施設への搬入率（年間）	100% (H20)	100%	廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理を推進

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
公共工事で発生するコンクリート塊の再資源化施設への搬入率（年間）	100% (H21)	100%	廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理を推進
公共工事で発生するアスファルトコンクリート塊の再資源化施設への搬入率（年間）	100% (H21)	100%	廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理を推進
公共工事で発生する再生骨材の使用率（年間）	100% (H21)	100%	廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理を推進
①農業用廃プラスチック類の回収率（年間） ②農業空容器回収量（年間）	①96%(H20) ②21,746kg(H21)	①95~100% ②25,000kg	廃棄物の適正処理の推進
一般廃棄物処理施設への立入検査箇所数（年間90箇所）	87箇所 (H21)	90箇所	廃棄物の適正処理の推進
産業廃棄物処理施設への立入検査箇所数(年間150箇所)	104箇所 (H21)	150箇所	廃棄物の適正処理の推進
グリーン購入調達率（年間）	98.8% (H21)	100%	完全実施を目指す
レジ袋無料配付中止に取り組む市町村数（累計）	2市 (H21)	全市町村 (H23)	全県でのレジ袋無料配布中止を目指す
産業廃棄物排出事業者への立入検査数(年間1,600件)	1,593件 (H20)	1,600件	廃棄物の適正処理の推進
産業廃棄物処理業者への立入検査数(年間600件)	563件 (H20)	600件	廃棄物の適正処理の推進

第3章 熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現

第1節 森林、水辺等の自然環境の保全

【森林、水辺等の自然環境の保全に係る基本目標】

- ◎森林や水辺などの自然環境を保全します。
- ◎自然とのふれあいを推進します。
- ◎多自然川づくりを推進します。
- ◎自然海岸や藻場、干潟の保全に努めます。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
主要都市農村交流促進施設の来訪者数(年間)	5,210千人(H20)	5,964千人	熊本県食料・農業・農村計画(農林水産資源を活用した交流・定住促進)に基づく
【再掲】 間伐実施面積(年間)	13,169ha(H21)	14,500ha	京都議定書の第1約束期間(H20~24)に合わせて作成した「熊本県森林吸収量確保推進計画」に基づき整備を継続。H25以降は新たな国際的合意等を踏まえて見直しを予定。
針広混交林や複層林の導入面積(累計)	6,840ha(H18~21)	5,300ha(H23~27)	熊本県森林・林業・木材産業基本計画
中山間地域等直接支払制度の集落協定を締結した農用地面積(累計)	32,586ha(H21)	33,000ha	熊本県食料・農業・農村計画(H23~H27)の指標として設定
農地・水・環境保全向上事業(共同活動)の協定農用地面積(累計)	49,240ha(H21)	50,000ha(H23)	熊本県農業農村整備実施計画の指標として設定。事業はH19~23年度の5ヶ年の実施
野生鳥獣の保護・管理(ニホンジカの頭数)	28,000頭(H21)	7,000頭	次期管理計画(H24~H27)で設定する最終生息目標頭数7,000頭
野生鳥獣の保護・管理(イノシシによる農作物被害額)	409百万円(H21)	150百万円	次期管理計画(H24~H27)で設定する農作物被害額を1億5千万円までに抑える
森林教室の開催数(年間)	20回(H21)	19回	11回(月1回×11ヶ月)、林業研究指導所8回/年
植樹祭・育樹祭の開催数(年間)	11回(H21)	11回	各振興局1回/年
森林ガイドの実施数(年間)	15回(H21)	13回	定期ガイド11回(月1回×11ヶ月)、募集によるガイド(2回/年)
森林インストラクターの養成(期間内)	25人(H21)	50人(H23~27)	熊本県森林・林業・木材産業基本計画

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
くまもと・みんなの川と海づくりデー参加者数（年間）	49千人 (H21)	年々増加	参加者を年々増やす
多自然工法による治山事業実施箇所割合（年間）	69% (H21)	60%	山腹工施工箇所のうち、60%の箇所で植栽等を施工
藻場等造成面積（累計）	195.5ha (H19～H21)	66ha (H23～H27)	造成可能と推定される箇所で推進
覆砂実施面積（累計）	52.62ha (H19～H21)	131ha (H23～H27)	不安定なアサリの資源状況を踏まえ過去の実績程度を継続

第2節 生物多様性の保全に係る対策の推進

【生物多様性の保全に係る対策の推進の基本目標】

- ◎生態系の多様性を維持増進します。（生息生育地を守る）
- ◎種の絶滅を可能な限り防ぎます。
- ◎生物多様性の恵みを持続的に享受できるようにします。
- ◎外来生物による被害を防止します。
- ◎自然との共生を守り育てる社会をつくります。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
【再掲】 野生鳥獣の保護管理 （ニホンジカの頭数）	28,000頭 (H21)	7,000頭	次期管理計画（H24～H27）で設定する最終生息目標頭数7,000頭
【再掲】 野生鳥獣の保護・管理(イノシシによる農作物被害額)	409百万円 (H21)	150百万円	次期管理計画（H24～H27）で設定する農作物被害額を1億5千万円までに抑える
クリハラリス(タイワンリス) 捕獲数（年間2,200頭）	141頭 (H21)	11,000頭 (5年間)	2,200頭/年

第4章 安全で快適な生活環境の実現

第1節 オゾン層の保護対策の推進

【オゾン層の保護対策の推進に係る基本目標】

◎フロン類の回収・破壊の徹底を進めます。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
第一種フロン回収業者への立入検査実施率(年間)	100% (H21)	100% (全施設の5分の1)	5年で全施設を実施
フロン回収破壊法に基づく第一種特定製品に係る回収量(年間:20トン以上)	35.08トン (H21)	20トン以上	フロン回収業者等の指導

第2節 酸性雨対策の推進

【酸性雨対策の推進に係る基本目標】

◎酸性雨の実態把握を継続して実施します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
県内4地点における酸性雨実態把握調査の実施(年間)	継続実施	継続実施	継続実施

第3節 大気質に係る対策の推進

【大気質に係る対策の推進の基本目標】

◎熊本の美しい空気を守ります。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
二酸化硫黄濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
一酸化炭素濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
浮遊粒子状物質濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
二酸化窒素濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
ベンゼン濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
トリクロロエチレン濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
テトラクロロエチレン濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
ジクロロメタン濃度環境基準達成率(年間)	100% (H20)	100%	環境基準の達成
大気汚染防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場への立入調査件数(年間300件)	305件 (H20)	300件	公害の未然防止
光化学スモッグ注意報等の発令時における健康被害者(医療機関受診者)数(年間0人)	1人 (H21)	0人	健康被害の防止

第4節 水環境に係る対策の推進

【水環境に係る対策の推進の基本目標】

- ◎熊本の健全な水循環を確保します。
- ◎熊本の豊かな地下水を次世代に引き継ぎます。
- ◎豊かな川と海づくりを推進します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
県民1人1日当りの平均水道給水量(年度末)	335リットル(H19) 九州平均331リットル (H19)	九州平均	熊本県水資源総合計画で設定した目標
熊本地域の地下水かん養増加量(白川中流域水田かん養量など)(年間量)(*H21~)	1,683万㎡ (H21)	3,020万㎡ (H25)	熊本地域地下水総合保全管理計画第1期行動計画で設定した目標
熊本地域の地下水採取量の削減量(年間量)(*H21~)	(18,617万㎡) (H18)	▲931万㎡ (5%削減) (H25)	熊本地域地下水総合保全管理計画第1期行動計画で設定した目標
水の作文コンクール応募者数(年)	4,511編 (全国1位)(H22)	応募者数全国1位を維持	応募者数の増加を目標

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
【再掲】 中山間地域等直接支払制度の 集落協定を締結した農用地面積 (累計)	32,586ha (H21)	33,000ha	熊本県食料・農業・農村計画 (H23～H27) の指標として設定
【再掲】 農地・水・環境保全向上事業 (共同活動) の協定農用地面積 (累計)	49,240ha (H21)	50,000ha (H23)	熊本県農業農村整備実施計画の指 標として設定。事業はH19～23年 度の5ヶ年の実施
【再掲】 間 伐 実 施 面 積 (年間)	13,169ha (H21)	14,500ha	京都議定書の第1約束期間(H20 ～24)に合わせて作成した「熊本 県森林吸収量確保推進計画」に基 づき整備を継続。H25以降は新た な国際的合意等を踏まえて見直し を予定。
【再掲】 針広混交林や複層林の 導 入 面 積 (累計)	6,840ha (H18～21)	5,300 ha (H23～27)	熊本県森林・林業・木材産業基本 計画
健康項目(カドミウム等)の 水 質 基 準 達 成 率 (河川・湖沼・海域) (年間)	98% (H21)	100%	環境基準達成
BODの水質環境基準達成率 (河川) (年間)	91.5% (H21)	100%	環境基準達成
CODの水質環境基準達成率 (海域) (年間)	84.2% (H21)	100%	環境基準達成
CODの水質環境基準達成率 (湖沼) (年間)	100% (H21)	100%	環境基準達成
全窒素・全りんの水質環境 基準達成率(海域) (年間)	57.1% (H21)	100%	環境基準達成
全りんの水質環境基準達成率 (湖沼) (年間)	100% (H21)	100%	環境基準達成
水質汚濁防止法及び熊本県 生活環境の保全等に関する 条例に基づく工場・事業場の 立 入 検 査 件 数(年間)	426件 (H21)	400件以上	規制対象約980工場等に概ね2～ 3年に1回立入検査
汚水(生活排水)処理 人 口 普 及 率	78.4% (H21)	84.8%	くまもと生活排水処理構想2011に 基づく *市町村毎の目標の積上げにより 見通し値を設定
【再掲】 くまもとグリーン農業に取り 組む農業者(戸数) (累計)	—	23,000戸	熊本県食料・農業・農村計画 (H23～H27) の指標として設定

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
【再掲】 組織的な堆肥の地域間流通量 (年間)	34,000トン (H21)	58,000トン	熊本県食料・農業・農村計画 (H23~H27) の指標として設定
家畜排せつ物法管理基準適合率 (年間)	100%	100%	熊本県食料・農業・農村計画 (H23~H27) の指標として設定
漁場改善計画が策定された 区画漁場数の割合(累計)	100% (H20)	100%	継続実施
熊本地域における硝酸性窒素 に係る目標水質の達成度(年間) 初期目標年度(H26) ①10mg/l超過の観測井数 ②5~10mg/l以下の観測井数	観測井数128 ①19.5% (25/観測128) ②25.0% (32/観測128) (H21)	初期目標(H26) ①達成水質値10mg/l を超過した井戸の 割合が5%以下 ②管理水質値5mg/l を超過した井戸の 割合が10%以下	最終目標(H36) ①全ての井戸で達成水質値10mg/l を満足すること ②全ての井戸で管理水質値5mg/lを 満足すること
荒尾地域における硝酸性窒素に 係る目標水質の達成度(年間) 最終目標年度(H34) ①10mg/l超過の観測井数 ②5~10mg/l以下の観測井数	観測井数35 ①22.9% (8/観測35) ②28.6% (10/観測35) (H21)	最終目標(H34) ①全ての井戸で達成 水質値10mg/lを満 足すること ②全ての井戸で管理 水質値5mg/lを満 足すること	最終目標(H34) 同左
熊本県地下水保全条例に基づく 対象事業場への立入検査件数 (年間)	99件 (H21)	80件以上	原則として毎年監視する。対象事 業場は減少傾向。
【再掲】 くまもと・みんなの川と海 づくりデー参加者数(年間)	49千人 (H21)	年々増加	参加者を年々増やす

第5節 新たな環境問題等への対応

【新たな環境問題等への対応に係る基本目標】

◎化学物質による環境問題に適切に対応します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
ダイオキシン類濃度の環境 基準達成率(年間)	100% (H21)	100%	環境基準の達成
指定化学物質の環境への 排出・移動状況の届出率 (年間)	100% (H21)	100%	法定届出率の達成

第6節 騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

【騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進に係る基本目標】

◎生活環境の清々しさや静けさを確保します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
自動車交通騒音に係る環境基準達成率（年間）	98.2% (H21)	100%	環境基準の達成
市町村監視・指導事務を補完する工場・事業場への立入調査件数（年間300件）	305件 (H20)	300件	公害の未然防止

第7節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進

【土壌汚染と地盤沈下の対策の推進に係る基本目標】

◎土壌汚染を防止します。

◎地盤沈下の実態を把握し、対策を講じます。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
土壌汚染に関する研修会、説明会の開催(年間)	6回 (H21)	2回	内部研修会及び外部向け説明会を各1回以上開催する。H21年は法改正があった。
【再掲】 水質汚濁防止法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場の立入検査件数(年間)	426件 (H21)	400件以上	規制対象約980工場等に概ね2～3年に1回立入検査
【再掲】 熊本県地下水保全条例に基づく対象事業場への立入検査件数(年間)	99件 (H21)	80件以上	原則として毎年監視する。対象事業場は減少傾向。

第8節 緑と水のある生活空間の保全・創造

【緑と水のある生活空間の保全・創造に係る基本目標】

◎市街地における緑や水辺のやすらぎ空間を保全・創造します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
県民1人当たりの都市公園面積	9.59㎡ (H21)	10㎡	都市公園法による住民一人当たりの都市公園面積の標準
緑化技術講習会の参加人数 (年間100人)	50人程度 (H21)	100人	講習会の参加者を増加させることで、公共施設における緑化の増進と管理の適正化を図る

第9節 良好な景観の保全・創造

【良好な景観の保全・創造に係る基本目標】

◎熊本らしい特色のある美しい景観を形成します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
景観行政団体移行や自主条例に取り組む市町村数(累計)	7市町村 (H21)	18市町村* ※熊本県景観づくり基本計画のH30年度末の目標値から推計	熊本県景観づくり基本計画(H21.10策定)では、景観行政に取り組む市町村がH30年度末に過半数(24市町村以上)となることを目指している。

第10節 文化財の保存と活用の推進

【文化財の保存と活用の推進に係る基本目標】

◎貴重な文化財の保存と活用を図ります。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
文化財保護大会回数 (年間)	1回 (H21)	1回	年1回、市町村の文化財保護担当者、文化財保護指導委員が一堂に会する機会を捉え、文化財保護意識の高揚と保存・活用に関する研修を実施する
文化財保護に関する研修会回数 (年間)	10回 (H21)	10回	文化財保護の啓発
文化財巡視点検箇所数(毎月)	184か所 (H21)	189か所	国指定文化財及び重要遺跡(貴重な埋蔵文化財包蔵地)の合計189か所を巡視対象として設定
史跡鞠智城の入館者数(年間)	107,109人 (H21)	10万人	文化財の普及活用の推進

第5章 県民総ぐるみで学び参加する環境保全行動

第1節 環境情報の提供及び環境教育の推進

【環境情報の提供及び環境教育の推進に係る基本目標】

- 環境情報を積極的に提供し、県民一人ひとりの環境配慮意識を醸成します。
- 環境教育指導者の育成を図ります。
- 家庭、地域社会、職場などにおける環境教育を推進します。
- 学校などにおける子どもを対象とした環境教育を推進します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
学校版環境ISOコンクールにおいて前年度の取組をもとに実態に応じた数値目標を設定し、見直しや家庭・地域と連携した取組を行った公立小中学校の割合	64.6% (H21)	90%	ほとんどの公立小中学校において取組の充実や広がりを目指す
学校版環境ISOコンクールに参加する県立高校数（累計）	17校(27%) (H21)	61校 (100%)	全ての県立高校において参加を目指す
環境ポータルサイトへの情報の掲載（年間）	49件 (H21)	50件	継続して充実を図る
エコロジスト・リーダー養成数（年間）	25人 (H20)	40人	エコロジスト・リーダー養成講座の定員を40名としており、全員の修了(養成)を目指す
動く環境教室実施回数（年間）	87回 (H21)	80回以上	過去の実績を考慮
環境教育指導者の派遣による環境学習実施回数（年間）	29回 (H21)	30回以上	過去の実績を考慮
環境センター主催事業参加者数 環境体験学習事業（年間）	421人 (H20)	240人	今後実施を予定しているイベントにおける過去3年の平均参加者数及び見込み定員を合計し算出した。
環境教育研究推進校（公立小中学校）の指定校数（累計）	51校 (H22)	55校	県内2校を2年間指定
環境教育研究推進校（県立学校）の指定校数（累計）	2校 (H22)	6校	県内2校を2年間指定
環境に関する水俣における訪問学習への参加校	1,301校 (H14～H22累計)	1,600校 (H23～H27累計)	3年間、全校対象の補助事業を実施後、従来1/3だった実施率を1/2まで引き上げて実施。
【再掲】 水の作文コンクール応募者数（年）	4,511編 (全国1位) (H22)	応募者数全国 1位を維持	応募者数の増加を目標

第2節 自主的な環境保全行動の推進

【自主的な環境保全行動の推進に係る基本目標】

◎県民、団体、事業者、行政などの環境保全行動を推進するとともに、県民総ぐるみにより取り組みます。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
【再掲】 くまもとエコファミリー件数 (累計)	5,530世帯 (H21)	7,000件	県内世帯数(約70万世帯)の1%を 目標に設定
環境美化行動の日参加者数 (年間)	約19万人 (H22)	年々増加	参加者を年々増やす
【再掲】 くまもと・みんなの川と海 づくりデー参加者数(年間)	49千人 (H21)	年々増加	参加者を年々増やす
【再掲】 くまもとグリーン農業に取り 組む農業者(戸数)(累計)	—	23,000戸	熊本県食料・農業・農村計画(H23 ～H27)の指標として設定
【再掲】 グリーン購入調達率(年間)	98.8% (H21)	100%	完全実施を目指す
環境保全協議会会員数 (年間)賛助団体数(年間)	198事業所 43市町村 (H22.9月)	年々増加 45市町村	会員数の増加 全市町村の加入

第6章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

第1節 開発における環境配慮の推進

【開発における環境配慮の推進に係る基本目標】

- ◎あらゆる開発事業における環境配慮を進めます。
- ◎戦略的環境アセスメント制度を導入します。

【数値目標】

指 標	現 状	目標値(H27)	目標設定の考え方
戦略的環境アセスメント（計画の策定段階等早期の段階から環境への配慮が図られるような制度）の導入	現在、法改正案が国会に提出中であり、その改正案との整合性を図るため、情報収集中	法改正を踏まえた戦略的環境アセスメントの導入	法改正のうえ法に基づく制度が導入される見込みであり、同制度との整合性を図ったうえで、条例の改正を行う

第2節 環境情報・研究のネットワーク化

【環境情報・研究のネットワーク化に係る基本目標】

- ◎環境研究のネットワーク化を進めます。
- ◎産・学・行政連携による研究開発や環境産業の振興に取り組みます。

第3節 国際協力の推進

【国際協力の推進に係る基本目標】

- ◎国や民間団体などとの連携により環境分野における国際交流を推進します。